| | | |
|---|---|---|
| | 石川県の区域 | 二四三円　二一九円　一九四円　一七〇円　一四六円　一二三円 |
| | 福井県の区域 | 二三三円　二〇一円　一七八円　一五六円　一三四円　一一二円 |
| | 山梨県の区域 | 二五二円　二二七円　二〇二円　一七六円　一五一円　一二六円 |
| | 長野県の区域 | 二五一円　二二六円　二〇一円　一七六円　一五一円　一二六円 |
| | 岐阜県の区域 | 二四八円　二二三円　一九八円　一七四円　一四九円　一二四円 |
| | 静岡県の区域 | 二四六円　二二一円　一九七円　一七二円　一四八円　一二三円 |
| | 愛知県の区域 | 二四一円　二一七円　一九三円　一六九円　一四五円　一二一円 |
| | 三重県の区域 | 二三八円　二一四円　一九〇円　一六七円　一四三円　一一九円 |
| | 滋賀県の区域 | 二三三円　二一〇円　一八六円　一六三円　一四〇円　一一七円 |
| | 京都府の区域 | 二三五円　二一二円　一八八円　一六五円　一四一円　一一八円 |
| | 大阪府の区域 | 二二三円　二〇一円　一七八円　一五六円　一三四円　一一二円 |
| | 兵庫県の区域 | 二二七円　二〇四円　一八二円　一五九円　一三六円　一一四円 |
| | 奈良県の区域 | 二二六円　二〇三円　一八一円　一五八円　一三六円　一一三円 |
| | 和歌山県の区域 | 二二三円　二〇一円　一七八円　一五六円　一三四円　一一二円 |
| | 鳥取県の区域 | 二三五円　二一二円　一八八円　一六五円　一四一円　一一八円 |
| | 島根県の区域 | 二二三円　二〇一円　一七八円　一五六円　一三四円　一一二円 |
| | 岡山県の区域 | 二三七円　二一三円　一九〇円　一六六円　一四二円　一一九円 |
| | 広島県の区域 | 二二八円　二〇五円　一八二円　一六〇円　一三七円　一一四円 |
| | 山口県の区域 | 二二四円　二〇二円　一七九円　一五七円　一三四円　一一二円 |
| | 徳島県の区域 | 二二九円　二〇六円　一八三円　一六〇円　一三七円　一一五円 |
| | 香川県の区域 | 二四〇円　二一六円　一九二円　一六八円　一四四円　一二〇円 |
| | 愛媛県の区域 | 二二七円　二〇四円　一八二円　一五九円　一三六円　一一四円 |
| | 高知県の区域 | 二三四円　二一一円　一八七円　一六四円　一四〇円　一一七円 |
| | 福岡県の区域 | 二五〇円　二二五円　二〇〇円　一七五円　一五〇円　一二五円 |
| | 佐賀県の区域 | 二三二円　二〇九円　一八六円　一六二円　一三九円　一一六円 |
| | 長崎県の区域 | 二四二円　二一八円　一九四円　一六九円　一四五円　一二一円 |
| | 熊本県の区域 | 二三七円　二一三円　一九〇円　一六六円　一四二円　一一九円 |
| | 大分県の区域 | 二四二円　二一八円　一九四円　一六九円　一四五円　一二一円 |
| | 宮崎県の区域 | 二三〇円　二〇七円　一八四円　一六一円　一三八円　一一五円 |
| | 鹿児島県の区域 | 二六〇円　二三四円　二〇八円　一八二円　一五六円　一三〇円 |
| | 沖縄県の区域 | 二三五円　二一二円　一八八円　一六五円　一四一円　一一八円 |
| 二類及び五類 | 全国の区域 | 二七円　二四円　二〇円　一七円　一四円　一一円　七円　四円 |
| 三類、六類及び七類（米粉用であって水稲に限る。） | 全国の区域 | 六六円　五九円　五二円　四五円　三八円　三一円　二四円　一七円 |

二　令和八年産の陸稲に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として規則第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額
　二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円　一〇〇円

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

# その他告示

**○外務省告示第三十四号**

日本国政府は、昭和六十三年一月二十五日にストラスブールで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約」及び平成二十二年五月二十七日にパリで作成された「租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書」の附属書Aについて、防衛特別法人税を追加する旨の通告を経済協力開発機構事務総長に対して行った。当該通告に係る附属書Aに掲げる租税の変更に係る修正は、同条約第二条４の規定に基づき、法人税と実質的に類似する租税である防衛特別法人税について、令和八年四月一日から適用される。

（令和七年一月五日付け欧州評議会書簡）

令和八年二月三日

外務大臣　茂木　敏充

**○外務省告示第三十五号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年二月三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年一月七日
発行年月日　令和五年十月十六日
旅券番号　ＴＴ四七四七四七四

**○外務省告示第三十六号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年一月七日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年二月三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年一月七日
発行年月日　令和五年十一月十六日
旅券番号　ＴＴ四八九九七四〇

**○外務省告示第三十七号**

令和八年一月十六日に東京で、科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名が行われ、同議定書は、同年一月二十日に効力を生じた。

令和八年二月三日

外務大臣　茂木　敏充

科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百八十八年六月二十日にトロントで署名され、千九百九十三年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十八年六月十六日にワシントンで作成された議定書、千九百九十九年三